

V 資料編

1. 母子保健行政のあゆみ

年	国	山梨県
昭和9年	恩賜財団母子愛育会設立	
11	愛育村を全国的に指定	
12	保健所法制定 母子保護法制定	源村が愛育村指定を受ける 源村母子愛育会設立
13	厚生省設置	
17	妊娠婦手帳制度施行	
22	新保健所法公布 児童福祉法制定 厚生省に児童家庭局設置	
23	優性保護法制定 「妊娠婦手帳」を「母子手帳」に改正 妊娠健康診査制度創設 乳児健康診査制度創設 妊娠婦・乳幼児保健指導開始	妊娠婦・乳幼児保健指導開始
26	身体障害児の療育指導・補装具の交付開始 児童憲章の制定 保健所における「妊娠婦・乳幼児の保健指導」指針を規定	
27	家庭計画事業の推進 栄養改善法の制定	
28	児童局長より「母子衛生を主とした地域組織育成要領」通知	
29	育成医療制度創設	育成医療制度開始
33	母子健康センターの設置 未熟児養育医療制度創設	未熟児養育医療制度開始
34	結核児童療育の給付開始	結核児童療育の給付開始 母子健康センターの設置
35	家族計画特別普及事業実施要綱制定	
36	3歳児健康診査開始 妊娠婦・新生児訪問指導開始	3歳児健康診査開始 妊娠婦・新生児訪問指導開始
38	妊娠中毒症療養援護事業創設	
39		妊娠中毒症療養援護事業開始
40	母子保健法公布 母子栄養強化事業開始 「母子手帳」を「母子健康手帳」に改正	山梨県愛育連合会設立 母子栄養強化事業開始
41	母子乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領制定 母子健康手帳に改称	心臓疾患児療育相談開始
43	内臓障害児を育成医療の対象とする 母子保健推進員制度創設	
44	先天性代謝異常児医療制度創設 妊娠婦一般健康診査医療機関委託制度創設 乳児精密検査医療機関委託制度創設	妊娠婦一般健康診査医療機関委託制度開始 乳児精密検査医療機関委託制度開始
45	母乳汚染疫学調査研究 (BHC農薬)	
46	母子保健体操の普及指導 小児がん治療研究事業の実施	小児がん治療研究事業の実施
47	母乳汚染疫学調査研究(PCB) 慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく医療給付事業の実施	地域改善対策出産費給付開始

年	国	山梨県
昭和48年	母子保健地域組織予算化 乳幼児健康診査の公費負担制度開始	3歳児健康診査の市町村委託開始 市町村実施の「0歳児医療費無料化事業」への県補助開始
49	小児慢性特定疾患治療研究事業開始	小児慢性特定疾患治療研究事業開始 婚前学級指導用テキスト作成
50	母乳運動の推進	
51	市町村母子保健事業開始	
52	市町村母子保健事業メニュー化 遺伝相談事業 1歳6か月児健康診査開始 先天性代謝異常検査開始	1歳6か月児健康診査開始 先天性代謝異常検査開始
53	市町村における健康づくり体制の整備について	
55	乳幼児身体発育調査並びに幼児健康度調査	遺伝相談開始(一次・二次)
56		乳幼児健康診査体系の見直し
57	老人保健法施行	乳幼児健康相談推進計画の策定 特別乳幼児健康相談事業の開始
58	児童福祉審議会「今後の母子保健の在り方」意見具申	
59	神経芽細胞腫検査事業開始	神経芽細胞腫検査事業開始
60	B型肝炎母子感染防止事業開始 乳幼児栄養調査	B型肝炎母子感染防止事業開始
62	乳幼児ボツリヌス症予防対策	
63	神経芽細胞腫1次マス・スクリーニングから定量検査導入	神経芽細胞腫1次マス・スクリーニングから定量検査導入
平成元年	思春期クリニック開設 先天性血液凝固因子障害治療研究事業創設	母と子のふれあい教室開始
2	地域母子保健特別モデル事業開始 小児肥満予防教室開始 思春期教室開始 3歳児健康診査に視聴覚検査導入 乳幼児身体発育調査実施	3歳児健康診査に視聴覚検査導入
3	市町村母子健康事業の見直し 母子健康手帳を市町村が交付	すこやか出生相談開始(遺伝相談の名称変更・拡大)
4	アトピー性疾患実態調査	小児慢性特定疾患トータルケア推進パイロット事業開始 父母のための思春期教室開始
6	地域保健法公布 母子保健法一部改正 小児慢性特定疾患児手帳交付事業	母子保健連絡調整会議設置 乳幼児すこやか推進事業開始 ・未熟児、慢性疾患児トータルケア推進事業の開始 ・母子保健ライブラリーの開設
7	市町村母子保健事業メニュー事業を子どもにやさしい街づくり事業に組み替え 産後ケア事業開始 乳幼児栄養調査	アトピー性皮膚炎相談指導事業開始 市町村母子保健事業実態調査 小児慢性特定疾患児手帳交付事業開始
8	母体保護法(優性保護法の改正) 生涯を通じた女性の健康支援事業開始 乳幼児発達相談指導事業開始 母子保健強化推進特別事業創設 周産期医療システムの整備 総合周産期母子医療センターの運営費補助 母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領制定 妊婦健康診査に35歳以上妊婦超音波検査を追加	母子保健事業の市町村委譲に向けての説明 乳児医療費助成制度の年齢拡大(3歳未満児)し「乳幼児医療費助成制度」となる 父母のための思春期教室終了 (市町村事業へ) 心臓疾患児療育相談終了 妊婦健康診査に35歳以上妊婦超音波検査を開始

年	国	山梨県
平成9年	母子保健法施行 子どもの心の健康づくり対策事業開始 母子保健医療推進事業開始 厚生科学研究班「母乳中のダイオキシン類に関する調査」開始	乳幼児すこやか推進事業体制の組み替え ・乳幼児すこやかトレーニング等事業開始 (特別乳幼児健康相談事業・母と子のふれあい教室の名称変更・拡大) ・乳幼児トータルケア推進事業開始 (未熟児・慢性疾患児トータルケア推進事業の名称変更・拡大) ・アトピー性皮膚炎等専門相談事業開始 (すこやか出生相談・アトピー性皮膚炎の相談を専門相談として位置づける)
10	妊婦健康診査費一般財源化 新生児訪問指導費一般財源化	母子保健医療推進事業開始 ・山梨県母子保健評価運営委員会設置 ・保健所母子保健推進会議設置(母子保健連絡調整会議の名称変更・拡大) 子どもの心の健康づくり対策事業補助金開始 母乳中のダイオキシン類調査協力開始 父母のための思春期保健マニュアル作成
11	乳児健康診査費が2回のうち1回が一般財源化	乳幼児すこやかセーフティ事業開始 子育て支援乳幼児ライフセーバー養成事業 (少子化対策臨時特例交付金) 小児医療給付マニュアル作成 乳幼児すこやかトレーニング事業終了 乳幼児トータルケア推進事業終了 アトピー性皮膚炎等専門相談終了
12	乳児健康診査費が一般財源化 「健やか親子21」策定 乳幼児身体発育調査及び幼児健康度調査	小児慢性特定疾患短期入院給付事業開始 乳幼児すこやか推進事業体制の組み替え 乳幼児すこやか発達支援事業開始 ・発達相談、発達訓練指導 ・発達促進支援検討会 ・発達等母子保健専門相談 ・母子保健情報提供(母子保健ライブラリー) 乳幼児事故防止マニュアル作成
13	先天性代謝異常等検査が一般財源化 市町村母子保健計画の見直し 保健婦助産婦看護婦法の一部改正	乳幼児すこやかセーフティ事業終了
14	小児慢性特定疾患治療研究事業検討会	健やか親子すくすく事業 ・こどもすくすく地域で育てる会実行委員会 ・地域で子どもの健康を語る会 ・思春期こころいきいき事業 ・(出張健康教育、本音で語ろう青春トーク) 健やか親子・喫煙対策事業 (健やか親子喫煙環境実態調査) 小児医療給付システム稼動 小児医療給付マニュアル作成 「すこやか親子21」における各課題の取組み目標を提示 母子保健推進のあり方作成(中間取りまとめ)
15	子どもの心の健康づくり対策事業と育児等健康支援事業が一本化 次世代育成支援対策推進法施行 神経芽細胞腫マス・スクリーニング検査休止	不妊専門相談センター整備事業 ・山梨県の不妊治療に関する医療機関調査 ・山梨県における不妊に悩む者に関する調査 ・不妊専門相談センター整備検討会

年	国	山梨県
平成16年	児童福祉法一部改正 「乳幼児発達相談指導事業」廃止 育児支援家庭訪問事業開始	不妊相談センター ルピナス開設 特定不妊治療費助成事業開始 次世代育成支援地域行動計画 「やまなし子育て支援プラン」策定
17	児童福祉法一部改正 「小児慢性特定疾患治療研究事業」法制化 母子保健医療対策等総合支援事業開始 発達障害者支援法制定	小児慢性特定疾患短期入院給付事業終了 子ども療育発達相談事業開始 長期療養児療育指導事業開始
18	障害者自立支援法に基づく自立支援医療 (育成医療)開始	養育医療、育成医療、療育医療において県 単独補助制度廃止 特定不妊治療費助成事業において助成期間 を2年から5年に延長 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業開始
19	児童相談所運営指針等の改正 特定不妊治療費助成事業1年度あたり1回 10万円を限度に助成回数を2回に拡大 平成19年度地方財政措置における地域の 子育て支援の拡充 ・妊婦健康診査にかかる公費負担の拡充 (5回程度の公費負担の実施を原則とする)	市町村が実施する妊婦健康診査が2回から から5回に拡充 山梨県子ども健康支援モデル事業実施 女性健康相談センター ルピナス開設 「すこやか親子21」における各課題の取組 み目標の中間評価 特定不妊治療費助成事業1年度あたり1回 10万円を限度に助成回数を2回に拡大 新生児聴覚検査体制整備連絡協議会の設置 (平成19年度～21年度)、新生児聴覚検査 の手引き書作成
20	第2次追加経済対策に伴う妊婦健康診査の 拡充 平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金 が創設 H21.1.27より、6回から14回まで計9回分が 拡充措置	山梨県妊婦健康診査支援基金条例の制定 妊婦健康診査支援基金事業費補助金交付 要綱制定 市町村が実施する妊婦健康診査の6回から 14回までの健康診査に要する経費の助成 新生児聴覚検査の開始及び実施状況調査 による連携体制・評価の開始
21	児童福祉法一部改正 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問 事業が第二種社会福祉事業に追加 特定不妊治療費助成事業 1回10万円を15万円に1年度あたり2回まで 助成拡大	乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問 訪問事業届出及び指導監督等 特定不妊治療費助成事業 1回10万円を15万円に1年度あたり2回まで 助成拡大 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る高額 療養費制度の改正に伴う事務の改正 (所得区分情報の照会) 山梨県新生児聴覚検査体制整備連絡協議会終了 以降の検査体制について提言
22	乳幼児身体発育調査実施 妊婦健康診査特例交付金事業の延長 母子健康手帳任意記載事項様式の改正	山梨県妊婦健康診査支援基金条例再制定
23	特定不妊治療費助成事業の名称が、不妊に悩む方 への特定治療支援事業に変更され、初年度3回、次 年度以降2回に変更	妊娠中毒症等療養護事業事業から妊娠高血圧症 候群等治療助成事業に名称変更 妊婦健康診査にHTLV-1検査、クラミジア検査を追加 特定不妊治療費助成事業の名称が不妊に 悩む方への特定治療支援事業に変更され、初年度 3回、次年度以降2回に変更 女性健康相談センター窓口を県内保健所に設置 山梨県遺伝医療連絡会議の開始
24	予防接種に不活化ポリオワクチンが導入される 母子健康手帳の任意記載事項様式を一部改正。 (成長曲線の修正、心肺蘇生方法の追加等)	予防接種に不活化ポリオワクチンが導入される 妊娠高血圧症候群等治療助成事業廃止

年	国	山梨県
平成25年	母子保健法施行規則が一部改正され、Hib、小児肺炎球菌、HPVが追加 不妊に悩む方への特定治療支援事業の一部治療への助成額が7万5千円に変更 未熟児養育医療制度、育成医療制度の申請先が市町村へ変更	母子保健法施行規則が一部改正され、Hib、小児肺炎球菌、HPVが追加 不妊に悩む方への特定治療支援事業の一部治療への助成額が7万5千円に変更 未熟児養育医療制度、育成医療制度の申請先が市町村へ変更 児童福祉法が改正され、小児慢性特定疾病医療費助成制度に移行 検査対象疾病が19疾患に増加(先天性代謝異常等検査) 新たな産後育児支援の在り方検討委員会設置 県内妊娠婦約1500人を対象に、産後の母親支援に関するアンケートを実施
26	児童福祉法が改正され、小児慢性特定疾病医療費助成制度に移行	市町村母子保健担当者スキルアップ研修の実施 産前産後ケア事業推進委員会及び同作業部会を設置 産前産後ケアセンター(仮称)委託業者の決定 産後ケア事業に関する啓発事業の実施 愛育会50周年記念事業準備委員会設置 健やか親子21の最終評価を実施
27	不妊に悩む方への特定治療支援事業の初回申請への助成額が30万円に変更、男性不妊治療をした場合はさらに15万円まで助成。 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が施行される。	不妊に悩む方への特定治療支援事業の初回申請への助成額が30万円に変更、男性不妊治療をした場合はさらに15万円まで助成。 妊娠出産育児包括支援事業費補助事業の開始(利用者支援事業「母子保健型」) 山梨県愛育連合会50周年記念事業の開催、記念誌発行 母子保健従事者研修会の実施 山梨県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱策定 小児慢性特定疾病児童等自立支援専門員の配置 不育症治療費助成事業開始 男性不妊治療費への助成開始 産前産後電話相談事業開始 宿泊型産後ケア事業開始
28	不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成上限回数が、最初の申請が39歳以下の場合6回、40歳～42歳の場合3回となり、43歳以上の場合は助成対象外となった。年間の回数制限は廃止。 母子保健法が改正され、「子育て世代包括支援センター」が法定化された。 児童福祉法が改正され、市町村は「子ども家庭総合支援拠点」の整備等、特定妊婦、要支援児童の支援体制の整備に務めることとなった。	不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成上限回数が、最初の申請が39歳以下の場合6回、40歳～42歳の場合3回となり、43歳以上の場合は助成対象外となった。年間の回数制限は廃止。 全国知事会にて産前産後ケアセンター事業が「産前産後の母親を支える体制構築」(人口減政策)の優秀政策として表彰される。
29	産婦健康診査事業を開始 子育て世代包括支援センター業務ガイドライン作成 産前・産後サポート事業ガイドライン、産後ケア事業ガイドライン作成 先天性代謝異常等検査の対象疾患が20疾患に増加 都道府県における小児慢性特定疾病的患者に対する移行期お医療支援体制の構築に係るガイド作成	関東甲信越地区母子保健主管課長会議の開催 一部の市町村で産婦健康診査事業を開始 一部の市町村で新生児聴覚検査助成事業を開始

年	国	山梨県
平成30年	「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」H30.12.14公布	全市町村で産婦健康診査事業を開始 全市町村で新生児聴覚検査助成事業を開始
令和元年	「死因究明等推進基本法」R1.6.6成立 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」H31.4.24施行 母子保健法改正 産後ケアの実施が市町村の努力義務と規定(R1.12月公布、R3.4月施行) 不妊に悩む方への特定治療支援事業のうち、男性不妊治療の初回助成額を30万円に引き上げ	組織再編により母子保健業務は健康増進課から子育て政策課へ移管 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給を開始 やまなし子どもの死亡事例検証制度検討会の開催 不妊に悩む方への特定治療支援事業のうち、男性不妊治療の初回助成額を30万円に引き上げ 不妊検査費・不育症検査費助成事業を開始 妊産婦メンタルヘルスマニュアル作成
令和2年	R3.1.1以降に終了した特定不妊治療を対象として助成要件の緩和及び助成額の拡充(所得制限撤廃、助成回数:40歳未満1子ごと6回、40歳以上43歳未満 3回、婚姻関係:法律婚、事実婚両方、助成額:1回30万円、男性不妊治療費:2回目以降も上限30万円) 乳幼児身体発育調査の実施を令和3年度に延期(新型コロナウイルス感染症の影響)	R3.1.1以降に終了した特定不妊治療を対象として助成要件の緩和及び助成額の拡充(所得制限撤廃、助成回数:40歳未満1子ごと6回、40歳以上43歳未満 3回、婚姻関係:法律婚、事実婚両方、助成額:1回30万円、男性不妊治療費:2回目以降も上限30万円) 不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定を医療、産業、労働の9団体と締結 不妊治療と仕事の両立支援セミナー開始 不妊(不育)専門相談センター(ルピナス)移転(山梨県福祉プラザ) 次の親世代向け普及啓発動画「知ってる? 妊孕性(妊娠する力)~ライフプランを考えよう~」制作・公開 予防のための子どもの死亡検証体制整備事業(CDR)(厚生労働省モデル事業)開始 妊婦の感染不安解消支援事業(PCR検査等費用補助)、妊産婦への寄り添い型支援事業開始(新型コロナウイルス感染症対策)
令和3年	先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査に係る費用の一部を助成 上限額は、一回の検査につき5万円	先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査に係る費用の一部を助成 上限額は、一回の検査につき5万円 宿泊型産後ケア利用促進支援事業 (コロナ禍における育児不安軽減のため利用者負担額の1/3を助成) 低出生体重児用手帳(やまなしリトルベビーハンドブック)の作成
令和4年	不妊治療(体外受精・顕微授精)の保険適用化に伴い、R3年度から令和4年度の年度またぎの特定不妊治療に対し、経過措置として1回のみ助成。 先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査に係る費用の10分の7を助成とした。 上限額は、一回の検査につき6万円	不妊治療(体外受精・顕微授精)の保険適用化に伴い、R3年度から令和4年度の年度またぎの特定不妊治療に対し、経過措置として1回のみ助成。令和4年度をもって、事業終了。 先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査に係る費用の10分の7を助成とした。 上限額は、一回の検査につき6万円 不妊治療に関する実態調査及び不妊治療環境整備検討委員会を実施。
令和5年		保険診療で実施された体外受精・顕微授精と併用して行われた先進医療として告示されている治療に係る費用の10分の7を助成。上限額は、21万円。 妊活等健康オンラインサポート事業開始。 グリーフケア従事者向けリーフレット作成及び従事者研修会の開催 大学生向けプレコンセプションケアセミナー開催。 山梨県新生児聴覚検査体制強化事業費が成立。 協議会の設置及び研修会の開催、検査機器購入支援補助金の創設を実施。